

経済センサス - 活動調査

【08】調査票（医療、福祉）

17 サービス収入の内訳

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第1面の「⑩売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

サービスの種類	番号	売上（収入）金額							又は割合（%）		
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万	円
⑩医療、福祉事業の収入											
医療サービス（入院）	公的医療保険適用	1								0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス										
公的医療保険適用外	2									0,000	
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス										
医療サービス（外来（歯科を除く））	公的医療保険適用	3								0,000	
	病院、診療所などが外来患者（歯科を除く。）に対して行う公的医療保険適用の医療サービス（精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含む。）										
公的医療保険適用外	4									0,000	
	病院、診療所などが外来患者（歯科を除く。）に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス（臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含む。）										
医療サービス（外来（歯科））	公的医療保険適用	5								0,000	
	病院、診療所などが外来患者（歯科に限る。）に対して行う公的医療保険適用の医療サービス										
公的医療保険適用外	6									0,000	
	病院、診療所などが外来患者（歯科に限る。）に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス										
保健予防活動サービス	7									0,000	
産後ケアサービス	8									0,000	
助産サービス	9									0,000	
訪問看護サービス	公的医療保険適用	10								0,000	
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助（公的医療保険適用）を提供するサービス										
公的医療保険適用外	11									0,000	
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助（公的医療保険適用外）を提供するサービス										
施術サービス	公的医療保険適用	12								0,000	
	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス										
公的医療保険適用外	13									0,000	
	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス										
医療附带サービス	14									0,000	
その他の医療に関連するサービス	15									0,000	
保健衛生サービス	16									0,000	

サービスの種類	番号	売上（収入）金額							又は割合（%）		
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万	円
⑩医療、福祉事業の収入											
社会保険事業サービス	17									0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	社会保険事業団体（健康保険組合、共済組合など）の掛金収入など										
保育サービス	18									0,000	
	保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス（保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含む。）										
その他の児童福祉サービス	19									0,000	
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス										
介護サービス	公的介護保険適用	20								0,000	
	公的介護保険が適用される介護サービス										
公的介護保険適用外	21									0,000	
	公的介護保険が適用されない介護サービス										
その他の社会福祉サービス	22									0,000	
	障害者向けなどのその他の社会福祉サービス										
⑪不動産事業の収入											
住宅賃貸サービス	23									0,000	
	住宅賃貸サービス（旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む。）										
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	24									0,000	
	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）										
屋外広告スペース提供サービス	25									0,000	
	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス										
⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入（⑩医療、福祉事業の収入）											
食料品検査サービス	26									0,000	
	食料品検査サービス										
⑬上記以外のサービス事業の収入											
各種団体・組合における賦課金・会費収入	27									0,000	
	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス										
寄付金、補助金、運営費交付金等	28									0,000	
	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入										

備考